

災害時の歯科医療救護の実施に関する協定

奈良県（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律 第223号。以下「法」という。）及び奈良県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施に協力するため、歯科医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士等で構成する歯科医療救護チーム（以下「歯科医療救護チーム」という。）の編成計画
- （2）歯科医療救護チームの活動計画
- （3）市町村歯科医師会及び関係機関との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）医薬品、医療資機材等の備蓄
- （6）その他必要な事項

（歯科医療救護チームの派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。（様式第1号）

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護活動計画に基づき、歯科医療救護チームを派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時において情報、通信の途絶等により甲から派遣要請がない場合にあっては、緊急やむを得ない事情として自らの判断により歯科医療救護チームを派遣することができる。

4 乙は前項の規定により歯科医療救護チームを派遣したときは、甲との情報、通信の途絶等がなくなった後速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。（様式第2号～第3号）

- 5 乙が派遣する歯科医療救護チームが、歯科医療活動を実施した場合、活動終了後速やかにその概要を甲に報告するものとする。(様式第4号～第6号)

(歯科医療救護チームに対する指揮)

第4条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、歯科医療救護チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療救護チームに対する指揮は、乙の代表者を通じて行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第5条 歯科医療救護チームは、甲又は市町村等が避難場所、避難所、災害現場等に設置する歯科医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者のスクリーニング(症状判別)
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置
- (3) 歯科医療を必要とする傷病者の後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 検視及び検案に際しての法歯学上の協力(個人識別)
- (5) その他状況に応じた処置

(歯科医療救護チームの輸送)

第6条 歯科医療救護チームは、原則として乙が所有する車両等により、現地へ出動する。なお、甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品、医療資機材等の供給)

第7条 歯科医療救護チームが使用する医薬品、医療資機材等は、乙が備蓄していたもののほか、甲が供給について必要な措置をとる。

(医療費)

第8条 歯科医療救護所における医療費は原則として無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担す

る。

(1) 歯科医療救護チームの派遣に要する経費（別に定める別表1の額）

(2) 乙が備蓄していた医薬品、医療資機材等を使用し、又は破損した場合の経費。ただし、破損した場合にあつては、歯科医療救護チームの構成員（以下「構成員」という。）の責めに帰すべき場合を除く。

2 前項に定める費用の額については、法令に定めるもののほか、実費を原則として、甲乙協議して定める。

3 費用の請求にあたっては、乙は甲に対して派遣にかかる費用の明細を添付するものとする。

（損害補償）

第10条 構成員が、活動中に発生した不測の事態により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は当該構成員の故意又は重大な過失による場合を除き、『災害救助法施行令』（昭和22年10月30日政令第225号）及び『災害に際し応急措置の業務に従事していた者に係る損害補償に関する条例』（昭和39年9月21日奈良県条例第14号）の規定に準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、これらの原因によって受ける損害を補償する。

2 構成員が第三者に損害を与えた場合は、その構成員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上その賠償に当たる。

（医事紛争の処理）

第11条 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動で行った業務に関し、患者との間に、医療事故又は医事紛争が生じた場合、甲と乙は速やかに調査し、協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずるものとする。

（防災訓練）

第12条 乙は、日頃から災害に備え準備を整えておくとともに、甲が実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（市町村地域防災計画での役割）

第13条 甲及び乙は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ市町村歯科医師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成28年7月14日から、平成29年3月31日までとする。

2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに甲又は乙から何らの申し出がないときは当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。



平成28年7月14日

甲 奈良県
知事 荒井 正吾



乙 一般社団法人奈良県歯科医師会
会長 森口 浩充



別表 1

災害時の歯科医療救護の実施に関する協定第 9 条第 1 項第 1 号に規定する派遣に要する経費は次のとおりとする。

対象経費	費用弁償の額
日 当	奈良県災害救助法施行細則（昭和 3 8 年奈良県規則第 1 0 号）第 8 条に定める額とする。
時間外勤務手当	職種ごとに定める上記日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
旅 費	職種ごとに定める上記日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

連絡先

災害時の歯科医療救護の実施に関する協定に関し、甲及び乙の連絡先は次のとおりとする。

	連絡先
甲 (奈良県)	奈良県医療政策部企画管理室 TEL 0742-27-8641 FAX 0742-22-7471
乙 (一般社団法人奈良県歯科医師会)	奈良県歯科医師会事務局 TEL 0742-33-0861 FAX 0742-34-1279